

計画の推進体制

市民や文化活動団体をはじめ、多様な主体と協力・連携して、計画を推進します。

- ・市民：文化に興味関心を持ち、積極的に文化活動を行うことが期待されます。
- ・文化活動団体：文化活動の受け皿として、活動の継続・発展、人材の育成に取り組むことが期待されます。
- ・アーティスト：文化を創造し、発信することなどで、文化活動の中核を担うことが期待されます。
- ・企業等：多様な主体が行う文化活動に対し、様々な形での参加・支援が期待されます。
- ・学校等：子どもたちが文化に触れる（鑑賞・体験・活動）機会の提供が求められます。
- ・文化施設：文化に触れる機会を提供するとともに、人々が集まり交流する場の提供が求められます。
- ・行政：市民や文化活動団体等の文化活動が活発化するように支援するとともに、文化振興施策を計画的に推進することが求められます。

計画の進捗管理

毎年度、進捗状況の内部検証を行うとともに、検証結果を文化施設の運営協議会等に報告します。検証結果や運営協議会等での意見を参考に、取組方法等の見直しを行います。また、社会情勢が大きく変化した場合等は、市民への意識調査を行い、市民の文化に対する意識を捉え、計画を見直します。

袋井市文化振興計画（概要版）

袋井市教育委員会生涯学習課

〒437-0013 静岡県袋井市新屋1-2-1

TEL 0538-86-3192

E-mail syougai@city.fukuroi.shizuoka.jp

袋

井

市

文

化

振

興

計

画

袋井市文化振興計画

令和5年3月 | 袋井市

概要版

策定の趣旨

文化の持つ力を活かし、市民一人ひとりが心の豊かさやまちの活力を実感できるよう、本市の文化振興の方向性を示すとともに、文化振興施策を効果的に推進するため本計画を策定します。

計画の位置づけ・期間

文化芸術基本法第7条の2に基づく「地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画」として策定するとともに、「第2次袋井市総合計画」の文化振興に関する分野別の実施計画として定めます。

計画期間は令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間です。

課題の整理

1 文化に対する興味、関心の醸成

文化に対する興味・関心を高めるため、事業内容を充実させるとともに、効果的な情報発信を行う必要があります。また、誰もが文化に触れることができるよう、気軽に身近な場所で文化に親しめる機会を提供する必要があります。

2 文化活動の基盤づくり

継続的な文化活動を促進するため、状況に応じた支援が必要です。また、文化施設は市民の文化活動を支援するとともに、団体同士がつながり連携できる環境を整える必要があります。

3 多様性を認める意識の醸成

文化を通し、様々な表現方法に触れることで、他者との共感や相互理解を深めることができます。このため、誰もが文化を通じて、自らを表現する機会が確保されるとともに、多様性を認め合う意識の醸成が必要です。

4 様々な分野との連携

まちの魅力向上につながるよう、多様な分野との連携による取組を推進することが必要です。

袋井市文化振興計画【体系図】

基本理念

文化のちからで誰もが心豊かに暮らすまち ふくろい

誰もが日々の暮らしの中で、多様な文化に触れることで、文化の持つ力を享受し、心豊かな生活や魅力的で活力のあるまちの形成を目指します。

基本方針1

子どもたちが文化に親しむ機会の充実
～触れる・育む～

子どもたちが心豊かに成長するとともに、文化に興味を持ち、次世代の担い手となるよう幼少期から文化に親しむ機会の充実を図ります。

施策1 子どもたちが多様な文化を楽しむ機会の充実

取組1 文化を鑑賞する機会の充実

- (1) 小中学校等と連携し、音楽や演劇等を鑑賞する機会を提供します。
- (2) 文化施設等において、親子で鑑賞できる機会を提供します。
(事業例：学校訪問オーケストラ、親子コンサート等)

取組2 文化を体験する機会の充実

- (1) 小中学校等と連携し、カリキュラムに対応した文化体験の場を創出します。
- (2) 情報通信技術を活用した体験の場を提供します。
- (3) 文化施設等で多様な文化体験活動の充実を図ります。
(事業例：大学と連携した創作体験ワークショップ、昔の暮らし体験等)

施策2 子どもたちの表現の場の創出

取組1 文化活動の発表の場の充実

- (1) 月見の里学遊館やメロプラザ等で発表の機会を提供します。
- (2) 公共施設を文化活動の場として積極的に開放します。
- (3) 各種ワークショップの成果を発表・展示する場を提供します。
(事業例：ユースダンスフェスタ、教育会館黒板アート制作等)

取組2 文化活動を継続する環境づくり

- (1) 文化施設等で、継続的な文化活動の場の充実を図ります。
- (2) 地域や文化活動団体等と連携し、子どもたちの文化活動を支援します。
(事業例：月見の里こうさぎ合唱団、放課後こども教室等)

基本方針2

多彩な文化活動の促進
～伝える・つながる～

文化の持つ力を享受するとともに、文化で人と人がつながり、それぞれの文化活動が活性化するように多彩な文化活動の促進を図り、誰もが文化に親しむ環境を作ります。

施策1 誰もが文化に親しめる環境づくり

取組1 身近に文化を楽しめる機会の提供

- (1) コミュニティセンターや学校等で文化鑑賞の機会を提供します。
- (2) 文化活動の成果を発表する機会を提供します。
- (3) 情報通信技術を活用し、文化に触れる機会を提供します。
(事業例：市民文化祭、コミュニティセンターまつりでの展示・発表等)

取組2 パブリックアートに親しむ環境づくり

- (1) 市民がパブリックアートに親しむ機会の充実を図ります。
- (2) パブリックアートを身近に感じられるよう効果的な情報発信に努めます。
- (3) 彫刻やモニュメント等の適切な維持管理を行います。

取組3 文化活動への支援

- (1) 文化団体等が行う活動内容や成果の情報発信を強化します。
- (2) 文化活動に関する様々な相談に応じる体制を整えます。
- (3) 文化活動を行う個人や団体等のネットワークの構築に努めます。

取組4 障がい者の文化活動の促進

- (1) 障がい者の文化活動の充実を図るとともに、情報発信を行います。
- (2) 文化に関する取組に、障がい者が参加しやすい環境づくりに努めます。
(事業例：障がい者アート展、コンサート等)

施策2 文化施設の効果的な活用

取組1 月見の里学遊館における事業の推進

- (1) ホールの特性を活かした様々なコンサートを開催します。
- (2) 市民が気軽に文化体験ができる事業を実施します。
- (3) 子どもたちが継続して文化活動ができる場を提供します。
(事業例：室内楽アカデミー、野外フェスタ、市民音楽劇等)

取組2 メロプラザにおける事業の推進

- (1) 市民に身近なテーマで、各種体験型講座を実施します。
- (2) 市民ボランティアとの協働で、市民参加型のイベントを開催します。
- (3) 公演等のLIVE配信を行い、鑑賞の機会を提供します。
(事業例：メローカレッジ、メロプラフェスタ、コスモスまつり等)

取組3 利用しやすい施設環境の整備

- (1) 施設の長寿命化に向けた改修工事を行います。
- (2) キャッシュレス決済やオンラインチケットサービスの導入を検討します。

基本方針3

文化を活かしたまちづくり
～活かす～

文化を活かしてまちの魅力を向上させるとともに、文化を通じた交流が促進されるよう他分野や関係団体等との連携を強化します。

施策1 関連分野との連携の促進

取組1 関連分野と連携した取組の促進

- (1) 他の分野と連携した事業を実施します。
- (2) 文化を楽しめるイベントの充実を図ります。
(事業例：エキマチフェスタ、遠州三山風鈴まつり等)

取組2 市民、団体、行政等の連携や交流の促進

- (1) 市民団体やボランティアが活躍できる取組を促進します。
- (2) 文化活動団体や企業等のネットワークの構築に努めます。

施策3 効果的な情報発信

取組1 情報発信の強化

- (1) 紙媒体やホームページのほか、SNSで共感してもらえる情報をタイムリーに発信します。
- (2) 文化施設や文化活動団体のホームページやSNS等と連携した情報発信を行います。
- (3) 文化活動に関する情報を市民や文化活動団体と行政が双方向に提供し、共有できる仕組みを検討します。